

杉並区子ども食堂推進事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

杉並第74969号

改正 令和7年5月1日杉並第8461号

令和8年4月1日杉並第71727号

(目的)

第1条 この要綱は、地域の子ども及び保護者等（以下「参加者」という。）への食事及び交流の場（以下「子ども食堂」という。）の提供に加え、配食及び宅食を通じて家庭の生活状況を把握し必要な支援につなげる地域に根差した取組（以下「事業」という。）の運営支援及び実施環境整備を行うため、当該事業を実施する民間団体等に対し必要な費用の一部を杉並区（以下「区」という。）が補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 0歳からおおむね18歳までの者をいう。
- (2) 配食 子ども食堂で調理又は調達した食事や食材を特定の場所で子どもやその保護者等へ配布する取組をいう。
- (3) 宅食 子ども食堂で調理又は調達した食事や食材を子どもの自宅へ届ける取組をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 区内で実施すること。
- (2) 事業を実施している間は、責任者を常時配置し、必要な人員を確保すること。
- (3) 子ども食堂の開催にあたっては、参加者が1回当たり合わせて10名以上参加できる規模で実施し、当該参加者が食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保すること。ただし、配食及び宅食の実施規模については、この限りでない。
- (4) 提供する食事は、子ども食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した栄養バランスのよいものとするを原則とし、食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。
- (5) 参加者の食物アレルギーの有無を確認すること。食物アレルギーに対応することができない場合は、参加者へ周知し、及び注意喚起する等、健康被害防止のための適切な対応を行うこと。
- (6) 事業の実施にあたっては、宅食を除き、参加者が立ち寄りやすい場所で実施するものとし、良好な衛生環境、安全性や参加者のプライバシーを確保すること。
- (7) 事業の実施に対する保険に加入すること。

- (8) 特定の政党又は政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。
- (9) 子ども食堂、配食又は宅食を利用する参加者に対し、子ども及びその家庭の支援に係る窓口を周知するとともに、活動を通じて参加者の生活状況を把握して相談に応じ、必要な支援につなげること。
- (10) 前号の規定による生活状況の把握及び相談により、児童虐待が疑われる場合等の早急な対応が必要な場合は、関係機関に対して速やかに連絡を行うこと。
- (11) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、事業の目的等を勘案し、低額に設定すること。
- (12) 事業の開始前に管轄の保健所に相談し、指導及び助言を求めること。
- (13) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、各種法令及び通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること並びに防火には万全を期すこと。
- (14) 食中毒や事故が発生した時の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図り、発生時には速やかに区に報告をすること。
- (15) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わるスタッフ等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについてスタッフ等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

(補助事業の実施方法)

第 3 条の 2 補助事業の実施方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 標準型 原則として、月に 1 回以上、定期的に子ども食堂を会食形式で開催すること。配食又は宅食を実施する場合には別途加算の対象とする。ただし、配食又は宅食の実施回数については、この限りでない。
- (2) 連携強化型 原則として、週に 1 回以上、子ども食堂を会食形式で開催し、又は配食若しくは宅食を実施すること。ただし、少なくとも月に 1 回以上は会食形式で開催すること。この場合、区は、子ども食堂との間で定期的に情報共有を行う、支援が必要な家庭へ子ども食堂の利用を勧奨する、学校や学童クラブ等の終了後に子ども食堂の利用へつなぐ等、地域の実情に応じた方法により、子ども食堂と連携して子どもや家庭を支援する。

(補助対象団体)

第 4 条 補助金の交付対象は、次に掲げる要件を全て満たす団体又は個人（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 規約及び会員名簿を有すること。
- (2) 政治活動を主たる目的とする、又は暴力団若しくは暴力団員の統制のもとにある団体等ではないこと。
- (3) 区が開催又は関与する、子ども食堂並びに子ども及び家庭の支援に関わる他の関係機関等との連絡会に年 1 回以上参加すること。
- (4) 区が開催する、児童虐待の未然防止及び早期発見に係る研修等に年 1 回以上参加すること。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表1の第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額から利用者負担金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 補助金の総額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期日までに、杉並区子ども食堂推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、区長宛てに提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認める場合は、補助金の交付を決定し、杉並区子ども食堂推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の決定に必要な条件を付することができる。

3 区長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認める場合は、補助金を交付しないことを決定し、その理由を付して、杉並区子ども食堂推進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

(補助金の変更交付申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定後の事情の変更により、申請内容を変更し、又は中止しようとするとき（区長が必要ないと認める軽微な変更をする場合を除く。）は、速やかに、杉並区子ども食堂推進事業補助金変更交付申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、区長宛てに提出するものとする。この場合において、当該申請に係る補助金の交付の決定又は不交付の決定およびその通知については、前条の規定を準用する。

(社会福祉法人の交付申請等)

第10条 前3条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする社会福祉法人にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和57年杉並区条例第4号）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和57年杉並区規則第25条）の例によるものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、杉並区子ども食堂推進事業補助金請求書（兼口座振替依頼書）（第5号様式）により区長宛てに補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 区長は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求を行った交付決定者に対し、概算払により補助金を交付する。

(実施状況報告)

第 13 条 区長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助事業の実施状況に関し報告を求め、又は実地について調査することができる。

(実績報告)

第 14 条 交付決定者は、区長が別に定める期日までに、杉並区子ども食堂推進事業補助金実績報告書(第 6 号様式)に必要な書類を添付して、区長宛てに補助事業の実績を報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第 15 条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査等を行い、補助事業が適正に執行されていると認める場合は、補助対象期間が終了したとき又は補助事業が終了したときに、交付すべき補助金の額を確定し、杉並区子ども食堂推進事業補助金確定通知書(第 7 号様式)により、交付決定者に対し通知する。

2 区長は、前項の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命じる。

(交付決定の取消し)

第 16 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他区長が不相当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定による取消しを行ったときは、杉並区子ども食堂推進事業補助金交付決定取消通知書(第 8 号様式)により、当該取消しを受けた交付決定者に対し通知する。

(補助金の返還)

第 17 条 区長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めて補助金の交付額の全部又は一部の返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第 18 条 区長は、第 16 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定者に対してその命令に係る補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が 100 円未満である場合においては、この限りでない。

2 区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければ

ならない。ただし、当該延滞金の額が 100 円未満である場合においては、この限りでない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 19 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 20 条 第 18 条第 2 項の規定により、延滞金の納付を求めた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限等)

第 21 条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産」という。）について、その管理状況を明らかにするものとする。

- 2 交付決定者は、取得財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第 9 号様式）により、区長の承認を受けるものとする。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日付厚生労働省告示第 384 号）に規定する処分制限期間を通過している場合はこの限りではない。

- 3 区長は、前項の承認を受けた交付決定者が、取得財産を処分することにより収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

- 4 交付決定者は、取得財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

(関係書類の整備保管)

第 22 条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿及びその他の証拠書類を整理し、これらを補助金の交付を決定した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 23 条 交付決定者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合には、速やかに杉並区子ども食堂推進事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第 10 号様式）を区長宛てに提出し、報告するものとする。

- 2 交付決定者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 3 区長は、第 1 項の規定による報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額に相当す

額の全部又は一部の返還を命じる。

(補則)

第 24 条 この補助金の交付の手續その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則(令和 2 年杉並区規則第 24 号)に定めるところによる。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付が決定された補助金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず同項に規定する日以降も、なおその効力を有する。
- 4 この要綱の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(令和 7 年 5 月 1 日杉並第 8461 号)

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 4 月 1 日杉並第 71727 号)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

区 分		補助基準額 (上限額)	補助対象経費
1 事業運営 費 (食事の提供 に必要な経 費)	(1) 標準型	ア 子ども食堂の 開催	事業実施にかかる 別表第 2 に掲げる 経費
		イ 配食・宅食に よる取組(加算)	
	(2) 連携強 化型	区と子ども食堂の 連携による取組	
2 設備整備費	設備整備事業	年額 50 万円	キッチン・厨房用 品、テーブル、椅 子の購入等、新た な子ども食堂の立 上げ及び支援の拡 充に必要なとなる設 備等の整備に要す る経費
3 生活支援等費	子どもの生活支援	年額 1 万 5 千円	生理用品に係る費

			用
--	--	--	---

別表第2（第6条関係）

区分	補助対象経費
需用費	補助対象事業に利用する消耗品費（調理器具、収納用品、食器類、日用品類、事務用品等）、子ども食堂の案内のためのパンフレット等印刷費、光熱水費、食材費、車両の燃料費 ※光熱水費について、自宅、店舗等を実施場所とする場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合は、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
使用料及び賃借料	会場の賃料、車両の賃借料 ※自宅、店舗等を実施場所とする場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合は、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
役務費等	通信費、郵便代、保険料、食材の運搬に係る交通費（スタッフの出勤のための交通費を除く。） ※自宅、店舗等を実施場所とする場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合は、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
備考 補助対象経費には、人件費及び子ども食堂団体の団体運営に要する経費を含まないものとする。	